

おわりに（展望と課題）

我が国において、犯罪に当たる行為を行った者への働きかけは、刑罰によって行われているのが原則である。刑罰の目的は、加害者更生のみではないが、その目的の一つとして、加害者更生が含まれることは否定できないであろう（起訴猶予や執行猶予になる場合もあるが、こうした場合は、行為や結果の程度、再犯の可能性、被害者の処罰感情等を総合考慮して決められているようである。）。暴行、傷害に限らず、刑罰法令に触れる行為について、科せられる刑罰とは別に加害者の更生のための制度が用意されている例はないのが現状である。

そこで、まず最初に、配偶者からの暴力の加害者更生のために刑罰以外の特別の働きかけを行う必要があるか否かについて検討することが必要である。

特別の働きかけは必要なく更生は刑罰によりなされるべきとの意見がある一方、加害者更生プログラムを受講させるなどの特別の働きかけが必要であるとの意見もある。

その必要性については、配偶者からの暴力の加害者更生は刑罰のみによっては必ずしも果たせないこともあり得るとの面から説明することが可能であるし、配偶者からの暴力等の家庭内における犯罪の中には、被害者が加害者に刑罰を科すことを望まない結果、刑事手続に乗らない事例も多く刑罰による加害者更生が現実的ではないという通常の犯罪とは異なった事情がある点からも説明することが可能である。また、配偶者からの暴力の加害者更生に関する刑罰以外の特別の働きかけについては、諸外国にいくつか例があり、ある程度の効果が期待できるという点も加味される。

以下、我が国において、配偶者からの暴力の加害者更生に関する刑罰以外の特別の働きかけを制度として導入することを考える場合に、検討を行わなければならない点について整理した。

1 対象とすべき加害者

「加害者」には、法的視点から見ても、様々な類型が存在する。

被害者との関係で見ると、被害者がどこにも（だれにも）相談せずに1人で抱え込んでいる段階のもの、被害者が配偶者暴力相談支援センター等に相談している段階のもの、加害者に対して保護命令が発令されたもの、加害者が刑事事件の被疑者として検挙されたものなどがある。

検挙後についても、起訴猶予となった加害者、起訴された加害者、有罪判決で執行猶予が付いた加害者、実刑判決を受けた加害者などがある。

また、加害者の行為に着目すると、配偶者暴力防止法で対象としている身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの（刑法の暴行や傷害に該当するいわゆる「身体的暴力」）である場合もあるし、こうした有形力の行使はないが相手の心

身に有害な影響を及ぼす言動（いわゆる「精神的暴力」）である場合もある。

さらに、加害者の中には、アルコール依存、薬物依存、人格障害などの問題を抱えている者もいる。

このように、様々な種類の加害者がいることから、加害者更生の対象としてどのような加害者を想定するかについては、十分検討する必要がある。

2 加害者更生のためのアプローチ

1で述べたように、加害者が配偶者に対し暴力を振るう要因は様々である。単純に割り切れるわけではないが、対象とする加害者によって、加害者更生のためのアプローチは大きく異なってくる。

一般的には教育的なアプローチを採ることが必要と言われているが、アルコール依存などの問題を抱えている場合は、治療を先行させる必要がある。

対象とする加害者ごとにどのようなアプローチを採るかについて検討が必要となる。

3 加害者に対する働きかけの内容

加害者にどのような働きかけを行うのかは、加害者の類型、アプローチの方法、実施する機関等と密接に関連しているので、内容については、これらを勘案した上で検討する必要がある。

また、すべての配偶者からの暴力の加害者に共通する事項についても検討する必要がある。

4 加害者が更生のための働きかけを受ける契機

1つは、自らの意思により加害者更生のための何らかの働きかけを受ける加害者が考えられる。この中には、純粹に自らの意思により働きかけを受ける者のほか、第三者（公的機関、家族等）から勧められたことが契機となり自らの意思で働きかけを受ける者も含まれる。

もう1つは、公的機関から法的に何らかの強制を受け、自らの意思とは関係なく働きかけを受ける加害者が考えられる。

加害者にどのような契機を与えるかについては、検討が必要となる。

5 被害者の安全確保

加害者更生が行われることによって被害者が危険にさらされないよう、被害者の生命、身体の安全を確保することが求められている。制度をつくるに当たっては、どのような形で被害者の安全を確保するのかについて検討が必要となる。

6 加害者更生を実施する機関

どの機関が加害者更生を実施するかは、どのような対象にどのような形で働きかけを行うかと密接に関係することから、実施機関のみについて議論することは難しい。

対象や働きかけの内容と関連付けながら、全国にどの程度の数を有する施設が加害者更生を実施する施設として適切かについて検討が必要となる。

なお、加害者更生を実施する施設は、被害者の安全や恐怖心などを考えると、被害者が相談等のために頻繁に訪れる施設ではないことが望ましい。

さらに、1つの機関でのみ加害者更生を行うのではなく、様々な施設の特性に応じて、加害者の類型に応じた多様な働きかけを行うことも可能であり、こうした取組の是非についても検討が必要となる。

備 考

なお、「はじめに」において説明したように、本報告書は、研究会における議論などを参考にしつつ、その内容については、内閣府の責任において取りまとめたものである。当然、本章の内容についても内閣府の責任で取りまとめたものであり、「配偶者からの暴力の加害者更生に関する研究会」における議論を取りまとめたものではないことを念のため申し添えておく。

卷末參考資料

配偶者からの暴力の加害者更生に関する調査研究
研究会委員名簿

(五十音順・敬称略)

こにし たかこ
小西 聖子

武蔵野女子大学人間関係学部教授

さが ちえみ
佐賀 千恵美

弁護士、京都府地方労働委員会会長

せのお えいいち
妹尾 栄一

東京都精神医学総合研究所
薬物依存研究部門副参事研究員

なかむら ただし
中村 正

立命館大学大学院応用人間科学研究科教授

ふじおか じゅんこ
藤岡 淳子

大阪大学大学院人間科学研究科教授

まちの さく
町野 朔

上智大学法学部教授

やすとみ きよし
安富 潔

慶応大学法学部教授

配偶者からの被害者の加害者更生に関する研究会開催状況

第1回 平成14年6月27日

海外の取組についてのヒアリング

米国ミネソタ州ドゥルース市の取組

東京都精神医学総合研究所客員研究員

波田 あい子 氏

米国マサチューセッツ州及びカリフォルニア州の取組

立命館大学大学院応用人間科学研究科教授

中村 正 氏

第2回 平成14年7月24日

我が国における取組についてのヒアリング

日本トラウマ・サバイバーズ・ユニオンの取組

家族機能研究所代表

齋藤 学 氏

メンズ・サポート・ルームの取組

立命館大学大学院応用人間科学研究科教授

中村 正 氏

第3回 平成14年10月30日

海外調査結果についての報告

台湾調査結果についての報告

内閣府男女共同参画局推進課配偶者間暴力対策調整官

田中 愛智朗

韓国調査結果についての報告

東京都精神医学総合研究所

薬物依存研究部門副参事研究員

妹尾 栄一 氏

イギリス調査結果についての報告

内閣府男女共同参画局推進課暴力対策専門官

土井 真知

ドイツ調査結果についての報告

立命館大学大学院応用人間科学研究科教授

中村 正 氏

第4回 平成14年11月20日

加害者更生に当たっての問題点等の検討

第5回 平成15年1月27日

調査研究報告書について

配偶者からの暴力の加害者更生に関する調査研究 海外調査の概要

1 イギリス

(1) 調査期間

平成14年9月11日から9月13日

(2) 調査実施者

立命館大学大学院応用人間科学研究科教授 中村 正 氏
内閣府男女共同参画局推進課暴力対策専門官 土井 真知

(3) 訪問先

- ・ 内務省 (Home Office)
- ・ ロンドン・プロベーション・オフィス (London Probation Area Office)
- ・ HMプリズンサービス (HM Prison Service)
- ・ ドメスティック・バイオレンス・インターベーション・プロジェクト (Domestic Violence Intervention Project)
- ・ カムデン・セイフティー・ネット (Camden Safety Net)

2 ドイツ

(1) 調査期間

平成14年9月16日から9月18日

(2) 調査実施者

立命館大学大学院応用人間科学研究科教授 中村 正 氏
内閣府男女共同参画局推進課暴力対策専門官 土井 真知

(3) 訪問先

- ・ 家庭内暴力調停プロジェクト (WiBIG)
- ・ ベルリン暴力予防センター
- ・ ベルリン州司法省
- ・ 連邦司法省
- ・ 連邦家庭・高齢者・女性・青少年省

3 大韓民国

(1) 調査期間

平成14年9月4日から9月6日

(2) 調査実施者

東京都精神医学総合研究所薬物依存研究部門副参事研究員

妹尾 栄一 氏

内閣府男女共同参画局推進課課長補佐（暴力対策担当）

親家 和仁

(3) 訪問先

- ・ 女性部権益増進局人権福祉課
- ・ 法務部保護局観察課
- ・ 法務部矯正局矯政課
- ・ 法務部女性政策担当官室
- ・ ソウル家庭法院
- ・ 韓国家庭法律相談所
- ・ ソウル女性の電話

4 中華民国（台湾）

(1) 調査期間

平成14年8月28日から8月30日

(2) 調査実施者

上智大学法学部教授

町野 朔 氏

内閣府男女共同参画局推進課配偶者間暴力対策調整官

田中 愛智朗

(3) 訪問先

- ・ 内政部家庭暴力防治委員会
- ・ 法務部矯正局
- ・ 高等法院
- ・ 台北市士林区地方裁判所
- ・ 台北市社会局家庭暴力防治センター
- ・ 現代婦女基金会
- ・ 呂旭立紀念文教基金会

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年4月13日法律第31号）

目次

- 第1章 総則（第1条・第1条）
- 第2章 配偶者暴力相談支援センター等（第3条 第5条）
- 第3章 被害者の保護（第6条 第9条）
- 第4章 保護命令（第10条 第22条）
- 第5章 雑則（第23条 第28条）
- 第6章 罰則（第29条・第30条）
- 附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力その他の心身に有害な影響を及ぼす言動を行うことは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようとする国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第1章 総則

（定義）

第1条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）からの身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者（配偶者からの暴力を受けた後婚姻を解消した者であって、当該配偶者であった者から引き続き生命又は身体に危害を受けるおそれがあるものを含む。）をいう。

（国及び地方公共団体の責務）

第2条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護する責務を有する。

第2章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第3条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者(被害者に準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動を受けた者を含む。以下この章及び第7条において同じ。)の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三 被害者(被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号及び第5条において同じ。)の一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、情報の提供その他の援助を行うこと。

五 第4章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供その他の援助を行うこと。

3 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

(婦人相談員による相談等)

第4条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第5条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第3章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第6条 配偶者からの暴力を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法（明治40年法律第45号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前2項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）

第7条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第3条第2項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

（警察官による被害の防止）

第8条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和29年法律第162号）、警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（被害者の保護のための関係機関の連携協力）

第9条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、社会福祉法（昭和26年法律第45号）に定める福祉に関する事務所等の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

第4章 保護命令

（保護命令）

第10条 被害者が更なる配偶者からの暴力によりその生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

一 命令の効力が生じた日から起算して6月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいすることを禁止すること。

二 命令の効力が生じた日から起算して2週間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること。

(管轄裁判所)

第11条 前条の規定による命令(以下「保護命令」という。)の申立てに係る事件(以下「保護命令事件」という。)は、相手方の住所(日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所)の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 保護命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの暴力が行われた地

(保護命令の申立て)

第12条 保護命令の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- 一 配偶者からの暴力を受けた状況
- 二 更なる配偶者からの暴力により生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる事情
- 三 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、配偶者からの暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
 - イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
 - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
 - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
 - ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面(以下「申立書」という。)に同項第三号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号及び第二号に掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法(明治41年法律第53号)第58条ノ2第1項の認証を受けたものを添付しなければならない。

(迅速な裁判)

第13条 裁判所は、保護命令事件については、速やかに裁判をするものとする。

(保護命令事件の審理の方法)

第14条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第12条第1項第三号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

第15条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長）に通知するものとする。

4 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

第16条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

5 前条第3項の規定は、第3項の場合及び抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第17条 保護命令を発した裁判所は、第10条第一号に掲げる事項に係る保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。同号に掲げる事項に係る保護命令が効力を生じた日から起算して3月が経過した場合において、当該保護命令を受けた者が申し立て、当該裁判所が当該保護命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 第15条第3項の規定は、前項の場合について準用する。

(保護命令の再度の申立て)

第18条 保護命令が発せられた場合には、当該保護命令の申立ての理由となった配偶者からの暴力と同一の事実を理由とする再度の申立ては、第10条第一号に掲げる事項に係る保護命令に限り、することができる。

2 再度の申立てをする場合においては、申立書には、当該申立てをする時における第12条第1項第二号の事情に関する申立人の供述を記載した書面で公証人法第58条ノ2第1項の認証を受けたものを添付しなければならない。

(事件の記録の閲覧等)

第19条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあつては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第20条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第12条第2項及び第18条第2項の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法 の準用)

第21条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成8年法律第109号）の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第22条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第5章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第23条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第24条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。この場合において、配偶者からの心身に有害な影響を及ぼす言動が、配偶者からの暴力と同様に許されないものであることについても理解を深めるよう配慮するものとする。

(調査研究の推進等)

第25条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第26条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第27条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第3条第2項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)

二 第3条第2項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第3項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用

三 第4条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

四 第5条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他相当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第4条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第28条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が前条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

二 市が前条第2項の規定により支弁した費用

第6章 罰則

第29条 保護命令に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第30条 第12条第1項の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、10万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。ただし、第2章、第6条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第7条、第9条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第27条及び第28条の規定は、平成14年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 平成14年3月31日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの申立てに係る保護命令事件に関する第12条第1項第三号並びに第14条第2項及び第3項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第3条 この法律の規定については、この法律の施行後3年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

(民事訴訟費用等に関する法律の一部改正)

第4条 民事訴訟費用等に関する法律(昭和46年法律第40号)の一部を次のように改正する。

別表第一の16の項中「非訟事件手続法の規定により裁判を求める申立て」の下に「、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(平成13年法律第31号)第10条の規定による申立て」を加え、同表の17の項ホ中「第27条第8項の規定による申立て」の下に「、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第16条第3項若しくは第17条第1項の規定による申立て」を加える。

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の円滑な施行について（その2）：平成14年4月2日男女共同参画会議（抜粋）

1 調査研究の今後の進め方に関する意見

(1) 基本事項

略

(2) 被害者に関する調査研究

略

(3) 加害者に関する調査研究

- ・ 加害者に関する先駆的取組を行っている海外の状況や国内の加害者の実態等について調査を行うことが必要である（内閣府、法務省）。
- ・ 刑務所等に収容されている場合を除き、公的機関において継続的に調査研究の対象とすることが容易な加害者は存在しない。様々な加害者について、その実態を把握することは、加害者の更生のための指導の方法を調査研究する前提として非常に重要であることから、内閣府を中心に関係省庁が連携し、刑務所等に収容されている以外の様々な加害者の実態把握が行えるよう、その方法について工夫することが必要である（内閣府、警察庁、法務省）。
- ・ 生活全体にわたる幅広い視点から加害者の更生を行う方法や事例について調査研究することが必要である（内閣府）。

[問い合わせ先]

内閣府男女共同参画局推進課

住所 〒100-8914

東京都千代田区永田町 1 - 6 - 1

電話 03-5253-2111 (大代表)

FAX 03-3592-0408

内閣府ホームページ <http://www.gender.go.jp>